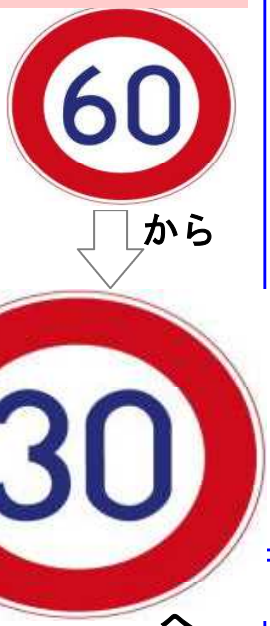
狭い路地はゆっくり走ろう！

生活道路の法定速度が時速３０キロになりました



地域の方と話す際に、「最近道路の最高速度が３０キロに引き下げられたと聞いたけれど、どの道がそうなのかよく分からない」。と聞かれることがたびたびあります。

速度が３０キロに引き下げられる生活道路とは、主に地域住民の日常生活に利用される中央線や分離帯などがない比較的狭い道路のことを指しています。

住宅街のセンターラインの無い道路は、基本的に制限速度が時速３０キロと考えてください。

狭い路地での出合頭事故などを防ぐためにも、狭い路地は速度を落として走行してください。

西大海道だより

一宮警察署
西大海道
駐在所
（０５８６）
２４－０１１０

企業から個人情報が流出！
情報が犯罪に悪用される恐れが！

★特殊詐欺対策アプリで被害を未然に防ぎましょう★



↑愛知県警察HP内警察庁推奨アプリページへ

事件・事故は110番！
困りごと相談は＃9110

１１０番は緊急通報のための専用電話です。緊急の対応を必要としない相談事などについては、専用電話である

「＃９１１０」

へ電話をしてください。

